



児童発達支援

対象

※支援を必要としている未就学の障がい児



児童発達支援とは？

児童発達支援は障がいのある未就学児を対象に、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。

事業所によっては親子で一緒にプログラムを受けることもあります。事業所は子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も整理し、一人ひとりの状況に即した個別支援計画に沿って発達支援を行います。



保護者に対しては？



- ① 子育ての悩み等に対する相談を行います。
- ② 家庭内での養育等について、子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援したりします。

何日通えるの？



お子さんの状態等、お話を伺った上でその方に応じた1ヶ月あたりの利用日数を決定します。

※但し、上限日数は原則として各月の日数から8日を控除した日数です。

いくらかかるの？



サービスを利用した場合は、サービス費用の1割が負担額になります。

利用者負担には上限があります！

世帯の所得に応じて以下のとおり、月ごとにかかる利用者負担の上限額が決められています。

サービス費用の1割分の合計が上限額より多い場合、上限額以上の負担はありません。（施設独自のおやつ代・外出等の実費は別負担となります。）

世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護受給世帯の人	0円
市町村民税非課税世帯の人	0円
市町村民税課税世帯の人 （所得割28万円未満）	4,600円
上記以外の人	37,200円



お問合せ先

羽咋市 市民福祉部 健康福祉課 援護係

住所 羽咋市旭町ア200番地

TEL (0767) 22-3939